

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

人口動態調査令施行細則の一部改正について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令」（令和8年厚生労働省令第33号）により、「人口動態調査令施行細則」（昭和23年厚生省令第6号）を下記のとおり改正し、令和8年4月1日に施行することとなりました。

つきましては、下記について、御了知の上、貴管内の保健所長及び市区町村長[※]に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

※ 中核市には、都道府県から御連絡していただけるようお願いいたします。

記

1. 改正要旨

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）によって、父母が離婚するとき、従前は父母の一方を親権者と定めていたが、改正後はその双方又は一方を親権者と定めることとされた。これにより、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）に定める離婚の届書様式の改正が行われることから、人口動態調査離婚票（人口動態調査令施行細則様式5号）について、所要の改正を行った。

2. 改正点

別添のとおり、「未成年の子の数」欄に、「父母双方が親権を行う子」及び「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の項目を追加した。

また、「父が親権を行う子」を「父（夫）が親権を行う子」へ、「母が親権を行う子」を「母（妻）が親権を行う子」へ項目を変更した。

3. 施行日

令和8年4月1日

法務省民事局長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

人口動態調査令施行細則の一部改正について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令」（令和8年厚生労働省令第33号）により、「人口動態調査令施行細則」（昭和23年厚生省令第6号）を下記のとおり改正し、令和8年4月1日に施行することとなりましたので、御了知願います。

なお、各都道府県知事、指定都市市長、法務局長及び地方法務局長あてに、別途、通知している旨申し添えます。

記

1. 改正要旨

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）によって、父母が離婚するとき、従前は父母の一方を親権者と定めていたが、改正後はその双方又は一方を親権者と定めることとされた。これにより、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）に定める離婚の届書様式の改正が行われることから、人口動態調査離婚票（人口動態調査令施行細則様式5号）について、所要の改正を行った。

2. 改正点

別添のとおり、「未成年の子の数」欄に、「父母双方が親権を行う子」及び「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の項目を追加した。

また、「父が親権を行う子」を「父（夫）が親権を行う子」へ、「母が親権を行う子」を「母（妻）が親権を行う子」へ項目を変更した。

3. 施行日

令和8年4月1日

法務局長
各 殿
地方法務局長

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)
(公 印 省 略)

人口動態調査令施行細則の一部改正について（通知）

人口動態調査の実施につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令」（令和8年厚生労働省令第33号）により、「人口動態調査令施行細則」（昭和23年厚生省令第6号）を下記のとおり改正し、令和8年4月1日に施行することとなりましたので、御了知の上、現地指導官（併任厚生労働事務官）への周知をお願いいたします。

なお、各都道府県知事及び指定都市市長並びに法務省民事局長あてに、別途、通知している旨申し添えます。

記

1. 改正要旨

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）によって、父母が離婚するとき、従前は父母の一方を親権者と定めていたが、改正後はその双方又は一方を親権者と定めることとされた。これにより、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）に定める離婚の届書様式の改正が行われることから、人口動態調査離婚票（人口動態調査令施行細則様式5号）について、所要の改正を行った。

2. 改正点

別添のとおり、「未成年の子の数」欄に、「父母双方が親権を行う子」及び「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の項目を追加した。

また、「父が親権を行う子」を「父（夫）が親権を行う子」へ、「母が親権を行う子」を「母（妻）が親権を行う子」へ項目を変更した。

3. 施行日

令和8年4月1日